

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第20号	さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例	総 務 課	令和4年5月16日

さいたま市条例第20号

さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市役所の位置に関する条例（平成13年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、さいたま市役所の位置を次のとおり定める。 <u>さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、さいたま市役所の位置を次のとおり定める。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。